

各サービスに共通する事項

※税計算の都合上、税込み金額には数円の誤差が生じることがあります。

1・各種 ID について

- iTSKOM ID とイッツコム ケーブル ID がご利用いただけます。iTSKOM ID はイッツコム加入者全員が利用可能、イッツコム ケーブル ID はイッツコムひかりサービス加入時に書面にて郵送します。

■iTSKOM ID について

- マイページ (<https://mypage.itscom.net/>) のログインに使用します。初めてログインされる方は必要事項（ご契約者氏名カナ、ご登録の電話番号、お支払い情報（口座、クレジットカードの下四桁）・メールアドレス・機器情報等）を入力することで iTSKOM ID を発行できます。

■マイページについて

- お客さまご自身でイッツコムのホームページ上から契約内容等の確認・管理ができるオンラインサービスです。マイページからは、以下の確認・変更・設定等ができます。

- ・お客さま情報の確認・変更
- ・お支払い情報の確認・変更（クレジットカード）
- ・契約内容の確認・変更・追加
- ・テレビオプションの追加・解約
- ・メールアドレスの取得・設定・追加
- ・インターネットオプションの設定・追加

- ・ご利用明細の確認

- ・マイページの設定・変更

詳しくは「マイページ」スタートガイドをご覧ください。

(<https://www.itscom.co.jp/support/mypage/> よりダウンロードが可能です。)

※一部サービスをご契約のお客さまはマイページをご利用いただけません。

■イッツコム ケーブル ID について

- イッツコムひかりのサービス「みるプラス」、「まいにち充実プラン」のオプションサービス「おまとめサービス」をご利用の際に使用します。
- イッツコムひかりサービス加入時に、書面にて郵送いたします。工事前に届いた場合は、工事の際に必ずお手元にご準備ください。
- イッツコムひかりをご利用のお客さまが「まいにち充実プラン」へコース変更した場合は、既発行の「みるプラス ID」または「イッツコム ケーブル ID」で「おまとめサービス」をご利用いただけます。工事後、申込案内のリーフレットを送付いたします。

コース変更または解約したことにより、ひかり お得バック・お得バックが解約となる場合、以下の解約料金がかかります。（契約満了日の属する月、その翌月および翌々月を除きます。）ただし、定期契約商品への変更の場合はその限りではありません。

【2022 年 6 月 30 日までにご契約され、2025 年 7 月以降に自動更新されていない場合】

・10,450 円[税込]

【2022 年 7 月 1 日以降にご契約の場合（契約変更の場合も含む）または 2022 年 6 月 30 日までにご契約され、2025 年 7 月以降に自動更新された場合】・月額利用料が 10,450 円[税込]以上の場合、10,450 円[税込]

・月額利用料が 10,450 円[税込]未満の場合、解約・契約変更時点の月額利用料相当額 1 か月分

- 継続利用の契約は自動更新となりますので、契約更新後の契約期間中にコース変更・解約される場合には解約料金がかかります。
- お支払いは、クレジットカード払いとなります。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができます。
- ご利用サービスのうち、ケーブルプラス電話または i T S C O M H O M E の利用開始月が翌月以降に遅れる場合、その間、みなし割が適用されます。

【例】お申し込み内容（新規ご加入時）：

ビッグ、かつびメガ160、ケーブルプラス電話

	4月	5月	6月
ご利用サービス	●設置工事 ●ビッグ利用開始 ●かつびメガ160利用開始 ●ケーブルプラス電話（機器設置）	●ケーブルプラス電話（利用開始）	
ご利用料金	設置月無料 ※コース変更時は、変更前のコース料金が適用となります。	（みなし割） ケーブルプラス電話は日割精算	トリプル割の料金

- 契約期間について、適用開始月は、対象となるサービスの利用開始日が属する月の翌月からとなります。なお、ケーブルプラス電話において番号ポータビリティをご利用の場合、番号ポータビリティの設定完了日が該当サービスの利用開始日となります。また、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

■「イッツコム 電気ぐつと割」について

- 「イッツコム 電気ぐつと割」の適用を受けるには、対象サービスとあわせて、株式会社東急パワーサプライが提供する電気サービス（東急でんき）への加入が必要で
- 対象サービスと割引価格については、以下の一覧表でご確認ください。

対象サービス		割引価格
テレビ(*1)	マックス、ビッグ、アルファエース	110 円/月額
	マックス plus、マックス、スタンダード plus、スタンダード、アルファエース、専用 TV コース（まいにち充実プラン）、専用 TV コース（アパートメント一括管理型）	
インターネット(*1)	かつびメガ 160、かつびワイド	110 円/月額
	ホームタイプ 10 ギガコース、2 ギガコース、ホームタイプ 1 ギガコース、ホームタイプ 300 メガコー	

2・複数サービスご契約（重畳契約）での割引引きについて

- まとめて割引、ひかり お得バック・お得バック、イッツコム 電気ぐつと割は、1 つのサービスで複数台ご利用の場合、1 台目の料金にのみ割引引きが適用されます。

■「まとめて割引」について

- 「まとめて割引」の適用を受けるには、対象サービスへの加入が必要です。対象サービスについては、『イッツコムサービス料金表まとめて割引』をご確認ください。

■「ひかり お得バック」・「お得バック」について

- 「ひかり お得バック」「お得バック」の適用を受けるには、対象サービスへの加入が必要です。対象サービスについては、『イッツコムサービス料金表 お得バック』をご確認ください。

- 既に対象のサービスをご利用いただいている方も、ひかり お得バック・お得バックをご希望の場合、お申し込みが必要となります。

- 「ひかり お得バック マンション 2 年プラン」、「お得バック 2 年プラン」は 2 年単位、「ひかり お得バック おまかせマスター・スマートプラン」、「ひかり お得バック おまかせマスタープラン」、「ひかり お得バックトリプルプラン」、「ひかり お得バック スマートプラン」、「ひかり お得バック ダブルプラン」、「ひかり お得バック マンション・スマートプラン」、「おまかせマスター・お得バック・スマートプラン」、「おまかせマスター・お得バック」、「お得バックトリプル 3 年プラン」、「お得バックスマート 3 年プラン」、「お得バック 3 年プラン」は 3 年単位の継続利用が条件となり、解約のお申し出がない場合は自動更新となります。

- 契約期間中にひかり お得バック・お得バック対象サービスの一部または全部をコ

各サービスに共通する事項

※税計算の都合上、税込み金額には数円の誤差が生じることがあります。

	ス、ホームタイプ 30 メガコース マンションタイプ 10 ギガコース、 マンションタイプ 2 ギガコース、マ ンションタイプ 1 ギガコース、マン ションタイプ 600 メガコース、マン ションタイプ 300 メガコース、マン ションタイプ 100 メガコース、マン ションタイプ 30 メガコース ファミリー 1 G タイプ、ファミリー 200M タイプ、ファミリー 100M タイプ、マンション 1 G タイプ、マ ンション 200M タイプ、マンション 100M タイプ（光配線方式 /VDSL 方式/LAN 配線方 式）	
スマート	イツコム テレビ・プッシュ i T S C O M H O M E	110 円/月額
ケーブルプラス電話(*2)		55 円/月額

(*1)各 2 年コース、3 年コースも含まれます。

(*2)ケーブルプラス電話単体でのご利用の場合、割り引きは適用されません。ケーブルプラス電話とあわせてご利用の上記対象サービス、または以下のサービスの月額利用料から割り引くものとします。複数のサービス品目の利用契約がある場合は、いずれか 1 つ当社が指定するサービス品目の月額利用料から割り引くものとします。

ケーブルテレビジョンサービス（ミニ、施設利用サービス）

イツコムひかり テレビジョンサービス（ミニ plus、ミニ、施設利用サービス）

ケーブルインターネットサービス（かつとびプラス、かつとびジャスト）

イツコムひかり インターネットサービス（ホームタイプ 8 メガコース、ホームタイプ 1 メガコース、マンションタイプ 8 メガコース、マンションタイプ 1 メガコース）

- 対象サービスによりご利用開始月が異なる場合、当該月のご利用料金は開始されたサービスのみでの割り引きが適用されます。

	4月	5月	6月	7月
東急でんき	●供給開始日			
	●東急でんきご利用開始			
ご利用サービス	●設置工事			
	●テレビサービスご利用開始			
	●インターネットサービスご利用開始			
	●ケーブルプラス電話（機器設置） ●ケーブルプラス電話（利用開始）			
ご利用料金	●設置月無料	テレビサービス割り引き（月額110円）適用開始		
	●設置月無料	インターネットサービス割り引き（月額110円）適用開始		
		ケーブルプラス電話割り引き（月額55円）適用		

- 契約期間について、適用開始月は、東急でんきの供給開始日または対象となるサービスの利用開始日が属する月の翌月からとなります。なお、ケーブルプラス電話において番号ポータビリティをご利用の場合、番号ポータビリティの設定完了日が該当サービスの利用開始日となり、その翌月からとなります。

3・定期契約商品について

- 定期契約商品は、個人向けの商品です。法人もしくは法人に準じる組織（個人事業主も含む）への提供は行いません。
- 定期契約商品「まいにち充実プラン」のご利用には、以下の基本サービスの契約が必要となります。
 - ・戸建住宅の場合 「まいにち充実プラン」ホームタイプ（3 年）
イツコムひかり テレビジョンサービス
専用 TV コース（まいにち充実プラン）

イツコムひかり インターネットサービス

ホームタイプ 10 ギガコースもしくはホームタイプ 2 ギガコース

・集合住宅の場合 「まいにち充実プラン」マンションタイプ（2 年）

イツコムひかり テレビジョンサービス

専用 TV コース（まいにち充実プラン）

イツコムひかり インターネットサービスマンションタイプ 1 ギガコースもしくはマンションタイプ 600 メガコース

※基本サービスの両方が利用開始され、遅くに到来した利用開始日が属する月の翌月利用料より、定期契約商品のサービスが開始されます。

※光配線方式・高速プランの場合は、マンションタイプ 10 ギガコース、もしくは 2 ギガコースでのご利用となります。

※イツコムひかり アpartment利用条項をもとにサービスを利用している場合は、利用条項に基づく内容でサービスを提供いたします。

- 契約期間について、適用開始月は対象となる基本サービスの利用開始日が属する月の翌月からとなります。
- 「まいにち充実プラン」ホームタイプは 3 年単位、マンションタイプは 2 年単位の継続利用が条件となり、解約のお申し出がない場合は自動更新となります。
- 契約期間中に定期契約商品を解約する場合、以下の解約料金ががかかります。（契約満了日の属する月、その翌月および翌々月を除きます。）

【2022 年 6 月 30 日までにご契約され、2025 年 7 月以降に自動更新されていない場合】

・10,450 円[税込]

【2022 年 7 月 1 日以降にご契約の場合または 2022 年 6 月 30 日までにご契約され、2025 年 7 月以降に自動更新された場合】・月額利用料が 10,450 円[税込]以上の場合、10,450 円[税込]

・月額利用料が 10,450 円[税込]未満の場合、解約時点の月額利用料相当額 1 か月分

- お支払いはクレジットカード払いとなります。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができます。
- 「まいにち充実プラン」をご利用の場合、イツコムひかり テレビジョンサービスのうち、専用 TV コース以外のテレビコースとあわせてご契約いただくことはできません。テレビジョンサービスを複数台ご利用の場合は、2 台目以降用の専用 TV コース（まいにち充実プラン）のみご利用可能です。
- 専用 TV コース以外のテレビコースから専用 TV コース（まいにち充実プラン）にコースを変更した場合は、機器の交換が必要となることがあります。

■おまとめサービスについて

- 「まいにち充実プラン」のご利用開始翌々日より、オプションサービス「おまとめサービス」のお申し込みが可能です。
- 「おまとめサービス」のお申し込みには、基本サービスのご利用開始時に送付する「イツコム ケーブル ID」が必要です。

※申込方法（Web 受付フォーム）は、「イツコム ケーブル ID」送付時のご案内に記載しております。

※既にイツコムのサービスをご利用で「イツコム ケーブル ID（旧：みるプラス ID）」をお持ちのお客さまは、同じ ID にてお申し込みが可能です。申込方法等ご案内は、「まいにち充実プラン」ご利用開始時に送付いたします。

- 「おまとめサービス」とは、イツコムが指定する方法で以下の提供事業者の定額動画配信サービスにご契約された場合、月額利用料のお支払い方法をイツコムの基本サービスと 1 つにまとめることができるサービスです。

【提供事業者 / サービス名】

・HJ ホールディングス株式会社 / Hulu

・DAZN Limited / DAZN※

※2024 年 9 月 30 日をもって、当社での新規申込受付を終了しています。ただし、現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。

- 提供事業者の定額動画配信サービスの利用規約等に基づき、お客さまにてご契約いただきます。提供事業者へのご利用料金のお支払いをイツコムにて代行するため、提供事業者との間で、利用開始・解約等のお客さま情報（イツコム ケーブル ID）を連携します。

各サービスに共通する事項

※税計算の都合上、税込み金額には数円の誤差が生じることがあります。

■請求について

- 「おまとめサービス」は、ご利用開始日より 1 ヶ月間の月額利用料を、ご利用開始日の属する月の利用料として、翌月ご請求となります。「おまとめサービス」のご利用開始月が属する月より、「まいにち充実プラン」の月額利用料が割引になります。（Hulu、DAZN の場合は、各 220 円[税込]が割引となります。）
※「まいにち充実プラン」の月額利用料が 0 円の場合は、割引は適用されません。

4・イツコムとことんサポートについて

- 「イツコムとことんサポート」は、イツコム基本サービスをご利用の方へのご提供となります。

※「ひかり お得パック おまかせマスタープラン」、「ひかり お得パック おまかせマスター・スマートプラン」、「おまかせマスターパック」、「おまかせマスターお得パック・スマートプラン」、「おまかせマスターお得パック」には「イツコムとことんサポート」が基本サービスに含まれます。
※全ての基本サービスのご利用を一時停止されている場合、「イツコムとことんサポート」も一時停止となります。

※一時停止期間は、一時停止の開始日より最長 1 年といたします。

※一時停止期間中に、「イツコムとことんサポート」により割引される対象の料金が発生した場合でも、割引を適用できませんのでご了承ください。

※イツコムひかり アpartment（一括管理型建物プラン）をご契約の物件にお住まいの方も申し込みいただけます。

- ご利用開始日の属する月の翌月より 6 ヶ月以内に「イツコムとことんサポート」を解約された場合、解約料金として 3,300 円[税込]がかかります。また、解約後 6 ヶ月間は「イツコムとことんサポート」への再加入はできません。

【注意事項】

- お客さまの機器で作業が発生する場合は、作業前にサポート事前同意書にご署名をいただきます。また、作業完了後には完了報告書にご署名をいただきます。
- サポート作業にアカウント情報が必要な場合で、既に Apple ID、Google アカウントをお持ちの場合には、作業開始時までに ID やパスワード、登録メールアドレス等の情報をご用意ください。
- メーカーのサポートが終了している機器およびソフトウェアについては、作業後に不具合が発生した場合でも当社は一切の保証・責任を負いかねます。
- データや情報機器の状況等により、完全な形ですべてのデータ移行ができない場合があります。また、データ移行によるデータの正確性や整合性、および動作の可否における保証は一切いたしかねます。重要なデータのバックアップは、お客さまご自身でサポート開始前に実施していただくようお願いいたします。

5・設置工事

- 作業時間中は必ずご在宅いただき、お立会いをお願いいたします。
- 戸建住宅での設置工事について
露出配線工事：外壁に露出配線をして、おおよそ 50cm 間隔でサドル止めいたします。サービスをご利用いただく部屋に、エアコン配管取り付け口等、ケーブルを通す箇所がない場合は、ボールペンの太さ程度の穴をあけます。穴にはコーキング材等で防水処理をいたします。
対応工事：既設のテレビアンテナ配線をご利用になる場合、宅内のテレビ配線の劣化等により施工できないことがあります。
- イツコムひかりの機器の設置工事について

【放送 ONU の設置方法】

戸建住宅の場合：外壁に露出で設置します。

集合住宅の場合：共用部に設置します。

【通信 ONU の設置方法】

戸建住宅の場合：お客さまのお部屋内に設置します。

集合住宅の場合：ご利用いただけません。

※建物設備の状況により、お部屋内に設置する場合があります。

【ケーブルプラス電話宅内機器（ターミナルアダプター）の設置方法】

戸建住宅の場合：ターミナルアダプターは原則通信 ONU と同一箇所に設置します。別の箇所に設置をご希望の場合はお客さまお部屋内を LAN ケーブル

露出配線により接続させていただきます。

- 道路上の当社幹線設備に空きがない場合等、設備の増設工事が必要な場合があります（幹線設備設計上、設備の増設が不可能な場合もあります）。また、NTT・東京電力の電柱を新たに借用する場合、工事まで 2～3 ヶ月かかります（電柱の強度、地権者様のご都合等で電柱を借用できない場合があります）。
- 建物設備の状況により、ご希望の場所に設置できない場合があります。

6・イツコムひかり「光ファイバーケーブル」についての注意事項

- 光ファイバーケーブルは、衝撃により断線が起りやすいケーブルです。宅内配線の場合、家具の移動等で断線する可能性がありますので、取り扱いにはご注意ください。
- 光ファイバーケーブルの断面を覗き込んだり、鏡のようなもので反射させるなどして、レーザー光を直接見ないでください。

7・NHK 受信料について

- ITSCOM 各種サービスをご利用中で、NHK 衛星カラー放送を受信できる状態であれば、「団体一括支払」をお申し込みいただけます。（ITSCOM サービスエリア内でのご契約に限ります）

※ITSCOM TV の利用料には NHK 受信料は含まれておりません。

※親元を離れて暮らす学生の方や単身赴任の方を対象に口座振替の受信料額の 50 パーセント相当を割引く制度「家族割引」もあります。詳しくは、お近くの NHK にお問い合わせください。（フリーダイヤル：0120-151515）

【NHK団体一括支払】

当社利用料と一緒にNHK衛星契約放送受信料のお引き落しを承っております。

	2ヵ月払額	6ヵ月前払額	12ヵ月前払額
団体一括支払	3,540円	10,106円	19,605円
口座・クレジット 継続振込等	3,900円	11,186円	21,765円
年間2,160円お得!!			

※この受信料額は令和 5 年 10 月以降のものです。くわしくは NHK ホームページをご覧ください。

※既に衛星契約放送受信料をお支払いの方も団体一括支払に変更可能です。

※衛星契約放送受信料を NHK へ前払いされている方は、団体一括支払をお申し込みされた場合、前払い期間が終了した後に団体一括支払へ切り替えとなります。

※口座振替等とは、口座振替・継続振込・クレジットカード継続払いのことをいいます。

- お客さまと NHK との「NHK 放送受信料衛星契約」がお済みでない場合は、NHK から電話や文書等によりご契約をお願いすることがあります。

※お客さまと当社の間のご契約状況について、当社から NHK に情報を提供することは一切ありません。

8・お支払い

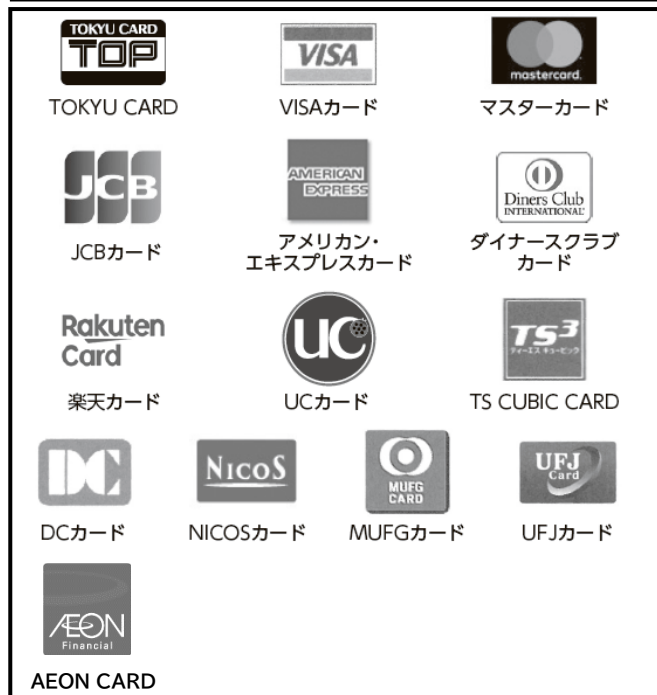
■クレジットカードによるお支払いの場合

- ご利用料金のお支払いには、当社取り扱いのクレジットカードをご利用ください。
※クレジットカードをお持ちでない方、クレジットカード以外のお支払い方法への変更をご希望の方は別途ご相談ください。

【ご利用いただけるクレジットカード】

各サービスに共通する事項

※税計算の都合上、税込み金額には数円の誤差が生じることがあります。



【支払承諾書の場合】

- 支払承諾書にクレジットカード情報をご記入いただき、専用封筒にて当社宛に郵送してください。当社の担当者または ITSCOM スポットではお預かりできません。

【クレジットカード情報登録サイトから登録の場合】

- クレジットカード情報は、決済代行会社（ソニー・ペイメント）のカード情報登録サイトを利用します。登録は、お客さまご自身で直接行っていただけます。
- クレジットカード情報登録サイトでクレジットカード決済の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さまの暗証番号をお尋ねすること、または、暗証番号を代わりに入力することはありません。

【その他】

- お支払いの開始はサービス開始日の翌月となりますが、ご利用いただくクレジットカードによってはお支払いの開始月が遅れることがあります。また引き落とし日その他は各クレジット会社の規定に準じます。
- ご利用料金等は一括払いでの取り扱いとなり、クレジットカード会社の処理方法により当月分と翌月分（または前月分と当月分）が合算された請求となる場合があります。また、サービスの提供内容によっては請求時期がずれる場合があります。

- ご利用料金の明細は、各クレジットカード会社より送付いたします。
- 分割・ボーナス一括支払はできません。
- モバイル決済端末でのクレジットカード決済は対応していません。
- デビットカードによるお支払いは、二重引き落としが生じる可能性があるため推奨していません。ご注意ください。

■口座振替によるお支払いの場合

- 口座振替をご希望の場合、お手持ちのキャッシュカードと暗証番号によりモバイル決済端末（右図）にて申し込みいただくことが可能です。（口座番号の記入や押印は必要ありません。）
- モバイル決済端末で口座振替の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さま宅を訪問し、モバイル決済端末を持参いたしますので、お客さまご自身でキャッシュカードの操作および暗証番号の入力をお願いいたします。
- モバイル決済端末より出力されるレシートのうち、当社控用レシートにお客さまの口座名義をカタカナでご記入いただけます。
- モバイル決済端末で口座振替の手続きを行う場合、当社の担当者がお客さまの暗証番号をお尋ねすること、または、暗証番号を代わりに入力することはありません。



【イメージ】
モバイル決済端末
(2017年4月現在)

せん。

■注意事項

- 一部ご利用いただけない金融機関があります。
- 口座振替の手続きが完了するまでに発生する料金は、手続き完了後の初回請求時に合算して請求いたします。
- 口座振替の場合、引き落とし日は毎月 27 日（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。
- 口座振替でのお支払いが滞った場合や、クレジットカード会社よりカードのご利用停止の連絡があった場合は、翌月に合算して請求、または、請求書（発行手数料 330 円[税込]/通）による現金振込でお支払いいただく場合があります。

9・契約内容の変更

- サービスの追加・変更について
サービス・コースの追加・変更、設置場所の変更、またはイッツコムサービスエリア内で転居される場合は、イッツコムお客さまセンターまでご相談ください。別途工事等が必要となる場合、当社係員がお見積りいたします。
- テレビサービス、インターネットサービスは、次の一覧表の通り当社が定めるパターンに限り、変更が可能です。

テレビサービス		
ケーブルテレビジョンサービス	⇒	イッツコムひかり テレビジョンサービス
インターネットサービス		
ケーブルインターネットサービス	⇒	イッツコムひかり インターネットサービス

- 「イッツコムひかり テレビジョンサービス」から「ケーブルテレビジョンサービス」への利用契約の変更と、「イッツコムひかり インターネットサービス」から「ケーブルインターネットサービス」への利用契約の変更は、転居を伴う場合等を除き、原則できません。

- サービスの一時停止について
お客さまのご希望によるサービスの一時停止は、1 か月単位で申し受けれます。なお、一時停止の最長期間は 1 年とし、一時停止を再開した後 1 年以内は再度一時停止ができません。

※月額利用料の日割り計算による精算は行っておりません。

※ケーブルプラス電話は一時停止することはできません。

- サービスの解約について
お客さまのご都合によりサービスを解約される場合は、解約を希望される日の 10 日前までにイッツコムお客さまセンター（フリーダイヤル：0120-109199 受付時間：9:30～18:00 ※受付時間外は、0120-1256-01 にて仮受付を承ります。）までご連絡ください。解約の手続きをご案内いたします。解約のご連絡が遅れた場合、翌月以降の解約として承ります。（一部サービスを除きます。）

※月額利用料の日割り計算による精算は行っておりません。

■ご解約時のご負担金について

- ・引込線撤去費：22,000 円[税込]×（24－利用月数）/24 をお支払いいただきます。（建て替えや解約時の作業となります。）

※24 か月以上ご利用の場合、引込線撤去費は発生いたしません。

- ・宅内配線撤去費：5,500 円[税込]/本（ご希望の場合）

※ただし、2022 年 6 月 30 日までにお得バック、定期契約商品、特定集合物件居住者向けプラン、イッツコムひかり 期間割引特約に基づくサービスをご契約され、かつ 2025 年 7 月以降に契約更新をされていない場合は、以下の料金が適用となります。

・引込線撤去費：11,000 円[税込]/世帯（建て替えや解約時の作業となります。）

・宅内配線撤去費：5,500 円[税込]/本（ご希望の場合）

10・サービスの組み合わせについて

- インターネットサービス、テレビサービスは、次の一覧表の通り当社が定める組み合わせにてご利用いただく必要があります。

各サービスに共通する事項

※税計算の都合上、税込み金額には数円の誤差が生じることがあります。

【サービスの組み合わせ】

No.	インターネットサービス	テレビサービス
1	イッツコムひかり インターネットサービス	イッツコムひかり テレビジョンサービス
2	ケーブルインターネットサービス	ケーブルテレビジョンサービス
3	かつとび光	イッツコムひかり テレビジョンサービス
4	かつとび光	ケーブルテレビジョンサービス
5	かつとび F T T H フレッツ (かつとびダイヤルアップ型 IP 接続サービス)	イッツコムひかり テレビジョンサービス
6	かつとび F T T H フレッツ (かつとびダイヤルアップ型 IP 接続サービス)	ケーブルテレビジョンサービス
7	かつとびバリュー (かつとびサーバ利用型サービス)	イッツコムひかり テレビジョンサービス
8	かつとびバリュー (かつとびサーバ利用型サービス)	ケーブルテレビジョンサービス

- ご利用中のサービス・コースの追加・変更する場合、当社が定めるサービスの組み合わせの条件を満たしている必要があります。

11・機器損害金について

- イッツコムより機器の貸与を受けるお客さまは、利用終了日または契約変更日に機器を返還いただきます。
- お客さまが機器を破損・紛失、または返還しない場合、料金表に定める機器損害金をイッツコムにお支払いいただきます。

12・免責事項等について

- 当社サービスの利用ができない状態が生じたときのご利用料金の支払いは、各サービスの契約約款によります。
- 天災地変その他当社の責に帰さない事由によりサービスのご利用ができない場合は、当社は一切責任を負いかねます。
- 集合住宅の契約の変更・解約となった場合、その契約に応じて集合住宅の入居者様の利用契約も変更・解約となります。
- 当社や提供事業者のシステムメンテナンス時や障害時または停電時には、一部または全てのサービスがご利用できなくなる場合があります。
- イッツコムサービスは機能改善のため、制御ソフトウェアのアップデートを行うことがあります。各サービスによってタイミングは異なりますが、一時的にサービスがご利用いただけないことがありますので、ご注意ください。
※情報閲覧などのサービス利用中であっても発生する場合があります。

13・初期契約解除およびクーリング・オフについて

- イッツコムの各サービスは、初期契約解除またはクーリング・オフの対象となる場合があります。
- 初期契約解除について
- 「iTSCOM TV イッツコムひかり テレビジョンサービス／ケーブルテレビジョンサービス」は、放送法が定める初期契約解除制度の対象です。※オプションチャンネルは、初期契約解除制度の対象外です。また、「iTSCOM .net イッツコムひかり インターネットサービス／インターネットサービス」、「iTSCOM Smart イッツコム テレビ・ブッシュ」、および「iTSCOM mobile イッツコム S I M (SIM カードのみ)」における電気通信役務は、電気通信事業法が定める初期契約解除制度の対象です。
- 契約締結時に交付する「契約内容確認書」の書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。

- 契約の解除を行った場合、以下の通りとなります。

- ①お客さまが契約解除までの期間において提供を受けた場合、「契約内容確認書」に記載した有料サービス等の料金、事務手数料（上限 3,300 円）を、または、既に工事が実施された場合、工事費（戸建住宅の場合、上限 19,800 円／イッツコムひかり上限 27,500 円、集合住宅の場合、上限 18,700 円／イッツコムひかり上限 25,300 円）を、当社はお客さまへ請求します。
 - ②お客さまは、損害賠償もしくは違約金、①を除くその他金銭等を請求されることはありません。
 - ③契約に関連して当社が金銭等を受領している場合は、当該金銭等（上記①で請求する料金は除きます。）をお客さまに返還いたします。
以下、インターネットサービスの「かつとび光」に転用でお申し込みされた場合に限ります。
 - ④NTT 東日本へ新規加入の手続きが必要になります。
 - ⑤④の場合、NTT 東日本の回線開通までにお時間がかかる場合があります。
 - ⑥ひかり電話のご利用がある場合は、電話番号が変更となります。
- 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、お客さまは、契約の解除を行うことができる旨を記載した交付書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間に限り、契約を解除することができます。

各サービスに共通する事項

※税計算の都合上、税込み金額には数円の誤差が生じることがあります。

「iTSCOM mobile イッツコム S I M（端末）」、「iTSCOM Smart i T S C O M H O M E」、「iTSCOM Smart i T S C O M H O M E 防犯カメラパック」、「iTSCOM energy 東急でんき&ガス（東急パワーサプライのでんきおよびガスサービス）」および「イッツコムとことんサポート」は、「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」といいます。）に基づくクーリング・オフの対象となります。当該サービスへご加入の場合、以下内容をよくお読みください。

特定商取引法に関する表記

提 供 事 業 者	イッツ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 金井 美恵 〒158-0097 東京都世田谷区用賀 4 丁目 1 0 番 1 号 世田谷ビジネススクエアタワー	
対 象 商 品 提 供 価 格	対象商品と提供価格は、パンフレットに記載しております。	
保 証	ゲートウェイを購入した場合の保証期間は当該ゲートウェイの設置日から 2 年間です。また、設置工事の保証期間は工事が完了した日より 1 年間とします。	
お支払い方法	申込書に記載した方法にて当社にお支払いください。なお、お支払いの開始はサービス開始日の翌月となりますが、ご利用いただくクレジットカードによってはお支払いの開始月が遅れることがあります。	
提 供 時 期	iTSCOM mobile イッツコム S I M（端末）	利用開始日は、端末の引き渡しまたは発送が行われた日となります。
	iTSCOM Smart i T S C O M H O M E	機器の設置工事が完了した日よりご利用いただけます。設置工事の日程については別途当社よりお知らせいたします。
	iTSCOM Smart i T S C O M H O M E 防犯カメラパック	防犯カメラの設置工事が完了した日よりご利用いただけます。設置工事の日程については別途当社よりお知らせいたします。
	iTSCOM energy 東急でんき&ガス でんき	原則として、当社にてお申し込みを受け付けた日から標準処理期間（一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間）が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望の日付より供給開始いたします。
	iTSCOM energy 東急でんき&ガス ガス	他のガス小売事業者から東急パワーサプライのガス需給契約に変更する場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の初回定例検針日の翌日いたします。
	イッツコムとことんサポート	利用開始日は、当社がお客さまの申し込みを承諾した日となります。
クーリング・オフ に つ い て	1. お客さまは、特定商取引法に規定する訪問販売等により契約の申し込みまたは契約をした場合には、契約書面を受領した日から起算して 8 日間、書面もしくは WEB フォームにより当該契約の申し込みの撤回または解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。 2. お客さまは、当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによって前項の期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して 8 日間を経過するまでは、書面もしくは WEB フォームによりクーリング・オフを行うことができます。 3. 前各項のクーリング・オフは、お客さまがクーリング・オフに係る書面を発したとき、もしくは WEB フォームを送信したときにその効力を生じます。 4. クーリング・オフがあった場合において、当社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払いをお客さまに請求することはありません。 5. （iTSCOM Smart i T S C O M H O M E、または i T S C O M H O M E 防犯カメラパックの場合）クーリング・オフがあった場合において、既に機器一式の設置が完了しているときは、その設置に要する費用は当社が負担するものとします。（iTSCOM energy 東急でんき&ガスの場合）クーリング・オフがあった場合において、既に当該契約に基づき電気またはガスの供給がされたときは、当社はその料金その他の金銭の支払いを請	

各サービスに共通する事項

※税計算の都合上、税込み金額には数円の誤差が生じることがあります。

	求することはありません。 6. クーリング・オフがあった場合において、既に料金等がお客さまより支払われているときは、当社は速やかにその全額を返還するものとします。 7. クーリング・オフがあった場合において、当該利用契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。
--	--

■クーリング・オフができない主な場合

- ・お客さまが自らの意思で店舗を訪問して契約を締結した場合
- ・あらかじめ申し込みまたは契約の意思のあるお客さまからの請求に応じて住居等を訪問し、当該申し込みまたは契約を締結した場合
- ・あらかじめ申し込みまたは契約の意思のあるお客さまからの請求に応じて電話をかけ、当該申し込みまたは契約を締結した場合
- ・継続的取引関係にあるお客さまに対する訪問販売、電話勧誘販売（ただし、訪問販売、電話勧誘販売を行った日から起算して、当該販売または役務の提供の事業に関して過去 1 年間に 2 回以上取引があった場合に限られます。）

■初期契約解除またはクーリング・オフを行う場合の手続き

- 初期契約解除またはクーリング・オフを行う場合、以下へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

フリーダイヤル：0120-109199

受付時間 9：30 ～ 18：00

【クーリング・オフ WEB 申し込みフォーム】



弊社ホームページからは、メニューの「問い合わせ」→
「クーリング・オフに関するお問い合わせ」より
お申し込みいただけます。

【書面送付先】

イツ・コミュニケーションズ株式会社 お客さまセンター 初期契約解除窓口 行
〒213-0011 神奈川県川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル 5 階

【書面による解除の記載項目】

- ・契約内容確認書 交付日 20〇〇年〇月〇日
 - ・契約者名（フリガナ）、住所、日中ご連絡先電話番号
 - ・初期契約解除またはクーリング・オフを希望するサービス
- ※当社より、解除手続きについて確認のご連絡をさせていただきます。

1・利用環境について

- 本サービスをご利用いただくためには、スマートフォン等の操作端末（PC 不可）および当社が別途定めるインターネット接続環境および無線 LAN 接続環境が必要です。また、カメラは電源が常時入った状態かつインターネットに常時接続されている必要があります。
- 本サービスをご利用いただくためには、Taprica 利用規約に同意の上操作端末に専用アプリケーション（Taprica）のインストールおよびメールアドレスが必要です。動作保証環境以外でアプリをご利用いただく場合、アプリの一部もしくは全ての機能を正常にご利用いただけません可能性があります。
- 当社のシステムメンテナンスやインターネット回線のメンテナンス時、障害時または停電時は、一部または全てのサービスがご利用できなくなる可能性があります。
- インターネット接続環境、ならびに宅内外で無線通信を利用する場合は、その接続環境により正常に動作しない場合があります。
- 本サービスをご利用いただく際に必要な設備、通信費用およびその他の費用についてはお客さまにてご負担いただきます。
- 本サービスは一切間断なく継続的に提供できるものではありません。また、本サービスの正確性、最新性、有用性、完全性などによってお客さまが損害を被った場合、当社は一切責任を負いません。

2・アプリの仕様について

- 本サービスには、機械警備機能はなく、契約者様ご自身で映像確認をいただくサービスとなります。警備員の自動派遣などはなく、また、警察等への連絡などの対応は契約者様にてご対応いただきます。
- Taprica アプリを用いた iTSCOM HOME のスマートホームデバイスと防犯カメラの連携機能はご利用いただくことはできません。
- Taprica の利用状況等のデータは、サービス向上を目的に当社が収集する場合があります。

3・防犯カメラの仕様について

- 防犯カメラの動作環境温度は-5℃～45℃です。環境条件が動作環境範囲を超えた場合は故障する場合がありますので、事前に設置環境条件をご確認ください。
- ナイトビジョンでは赤外線映像に切り替わるためモノクロ映像となります。カメラ付近に壁や柱などの構造物があり、画角に映りこんでいる場合、夜間に構造物が照明で反射したり赤外線の反射により、確認したい部分が暗視モードでは暗くなったり白飛びする場合があります。
- モーション検知機能は被写体の動きが限定的な場所に有効です。人や物の動きが連続的に発生する場所では、正常に録画・通知がされない場合があります。

4・SD カードの仕様について

- 視聴可能な映像はライブ映像とカメラに録画された過去の録画映像です。常時録画映像は約 10 日間（128GB）を上限に、古いものから削除され、新しいものが上書きされていきます。
- カメラ搭載の SD カードの不具合が発生した場合、当社にて交換を行います。お客さまにて交換いただくことはできません。
- カメラ搭載の SD カードの不具合により交換やフォーマットを実施した場合、録画された映像は消失します。
- カメラ搭載の SD カードを抜き出して PC 等で閲覧することはできません。

5・免責・その他

- 防犯カメラの不具合（動作環境範囲を超えたことによる不具合含む）が発生した場合、当社は交換または修理を行い、お客さまによる当該費用の負担はありません。
- お客さまの故意・過失に伴う故障・焼失・滅失等の場合はお客さまが修理代金（実費）、または機器損害金（10,000 円非課税）を負担するものとします。
- 本サービスの標準工事は、宅内コンセントに設置させていただく PoE ハブからの PoE 給電を利用した直接配線形式です。カメラの設置にはビス止め、また給電

- 用の PoELAN の宅内引き込みにあたり、穴あけ施工を実施します。引き込み位置については調査時または工事時に作業員とご相談ください。
- 標準工事以外の特殊工事（電源設置、配管工事、ケーブル配線延長）については別途工事料金が発生する場合があります。
- 借家の場合は、オーナー様/管理会社様の事前承諾が必要です。
- 被写体のプライバシーや肖像権を侵害することがないよう、カメラの設置位置にご配慮ください。同居されている方にも予め共有ください。
- 撮影した動画の管理やカメラに起因するトラブルについて当社は一切責任を負いません。
- 無線通信環境の施工基準に満たない場合は有線接続での施工をご案内させていただきます。
- 工事の際、家具の移動や宅内外の既設のケーブルや機器の取外しや移設などの作業は承っておりません。
- 本サービスは建物状況によってご提供できない場合があります。
- ご解約にあたりカメラ本体（SD カード含む）を撤去させていただきます。撤去に伴い、当社では設置個所の復旧はいたしかねます。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）および電気通信事業法（昭和59年法律第86号）ならびにその他法令に従うとともに、当社が定めるイッツコムサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）および基本サービス利用契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）のそれぞれに基づき、第3条（用語の定義）に定める加入者に対し、第4条（基本サービスの内容）第1項に定める当社の各基本サービスを提供するものとします。

2. 共通約款に定めのない事項については、各基本サービス約款の定めによるものとします。

3. 共通約款の定める事項と各基本サービス約款に定める事項が異なる場合、または重複する場合、当社は加入者に対し、各基本サービス約款を優先して適用し、各基本サービスを提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく共通約款を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の共通約款によるものとします。

2. 共通約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

共通約款においては使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	基本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、基本サービスを利用する者
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
集合共同引込	加入者引込線1回線から、3世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること。ただし、イッツコムひかり テレビジョンサービスおよびイッツコムひかり インターネットサービスにおいては、加入者引込回線1回線から、2世帯以上が居住する各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
特定事業者	かつとび光における「NTT東日本」、イッツコム SIMにおける「ドコモ等」または「iTS COM HOMEにおける「東急セキュリティ株式会社」
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
加入者回線等	加入者回線および加入者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社またはドコモ等が必要に応じ設置する電気通信設備
本施設	基本サービスを提供するために必要となる施設
当社施設	本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設。イッツコムひかり テレビジョンサービスについては、放送センターから放送ONUの出力端子までの施設。イッツコムひかり インターネットサービスについては、通信ONUの入力端子（戸建）または保安器の出力端子（集合住宅）までの設備。
加入者施設	本施設のうち、保安器の出力端子以降全ての施設。イッツコムひかり テレビジョンサービスについては、放送ONUの出力端子以降の施設で、当社が貸与した施設以外の施設。イッツコムひかり インターネットサービスについては、通信ONUのLANポート以降（戸建）または保安器の出力端子以降（集合住宅）で、当社が貸与した施設以外の施設。
当社の通信設備	iTS COM HOME、iTS COM HOME 防犯カメラバックを提供するうえで必要なサーバ等の通信機器
保安器	加入者宅内への落雷および直流の侵入を防止するため、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
引込端子	本施設の線路に送られた電波または光信号を分配し加入者へサービス供給するために設置された機器（タップオフまたはドロップクロージャ）の端子であって、加入者引込線を接続するためのもの（分岐分配器の端子が受信者端子となる場合は、その端子を含みます。）
引込線	引込端子（タップオフ）から保安器までの間を接続する同軸ケーブル。イッツコムひかり テレビジョンサービスおよびイッツコムひかり インターネットサービスについては、引込端子（ドロップクロージャ・通信用タップオフ）から放送ONUおよび保安器までの間を接続する同軸ケーブルまたは光ファイバークーブル。
受信者端子	本施設の端子であって、有線テレビジョン放送の受信設備に接するもの
機器	基本サービスの利用にあたって使用する機器および認証カード等ならびに付属品
認証カード等	イッツコム SIMにおける「SIMカード」またはiTS COM HOMEにおけるスマートロックの「非接触型ICメディア」等、基本サービスの利用にあたって使用する機器の認証に用いられるカード
加入者端末設備	ケーブルテレビジョンサービスおよびイッツコムひかり テレビジョンサービスにおける加入者の「受信機（テレビ・ステレオ・録画機器等）」、ケーブルインターネットサービス、かつとび光およびイッツコムひかり インターネットサービスにおける加入者の「自営端末設備」ならびに「自営電気通信設備」
セットトップボックス（専用チューナー）	当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器
CASカード	B-CASカードおよびC-CASカード
ID	基本サービスを利用するための各種識別番号
料金等	サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきイッツコムサービス料金表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

当社は、加入者が基本サービスの利用契約を締結することにより次の各号のサービスを提供するものとします。基本サービスを利用する場合、共通約款と基本サービス約款をあわせて定めるものとします。

（1）ケーブルテレビジョンサービス契約約款に定める「ケーブルテレビジョンサービス」

（2）ケーブルインターネットサービス契約約款に定める「ケーブルインターネットサービス」

（3）かつとび光契約約款に定める「かつとび光」

（4）かつとびサーバ利用型サービス契約約款に定める「かつとびサーバ利用型サービス」

（5）かつとびダイヤルアップ型 IP 接続サービス契約約款に定める「かつとびダイヤルアップ型 IP 接続サービス」

（6）イッツコム テレビ・プッシュ契約約款に定める「イッツコム テレビ・プッシュ」

（7）イッツコム SIM契約約款に定める「イッツコム SIM」

（8）イッツコムひかり テレビジョンサービス契約約款に定める「イッツコムひかり テレビジ

ンサービス」

（9）イッツコムひかり インターネットサービス契約約款に定める「イッツコムひかり インターネットサービス」

（10）定期契約商品契約約款に定める「定期契約商品」

（11）iTS COM HOME契約約款に定める「iTS COM HOME」

（12）iTS COM HOME 防犯カメラバック契約約款に定める「iTS COM HOME 防犯カメラバック」

2. 契約できる「サービス品目」および「オプションサービス種目」は、基本サービス約款に別に定めるものとします。

3. 第1項で定める基本サービスは、当社が別に定める基本サービスの組み合わせに限り、サービスを提供するものとします。

第5条（お得パック）

加入者は、別に定める「ひかり お得パック・お得パック利用規約」の提供条件を満たし、かつ当該規約を承諾した場合、当該規約に定める料金が適用されるものとします。

第6条（提供区域）

当社は、総務大臣に申請した区域において基本サービスを提供するものとします。

2. 前項に定める基本サービス提供区域の詳細は、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとします。

3. 前二項の規定にかかわらず、「かつとび光」、「イッツコム SIM」および「iTS COM HOME」については、基本サービス約款に別に定めるものとします。

第2章 契約の成立と変更

第7条（利用契約の単位と有効期間）

利用契約の締結の単位は、基本サービス毎に基本サービス約款に別に定めるものとします。

2. 当社との基本サービスの契約締結は、1件の利用契約につき1個人もしくは1法人に限ります。

3. 利用契約の有効期間は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に定める利用開始日の属する月から12ヵ月間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12ヵ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

4. 前項の規定にかかわらず、「かつとびサーバ利用型サービス」、「かつとびダイヤルアップ型 IP 接続サービス」および「イッツコム SIM」の有効期間については、基本サービス約款に別に定めるものとします。

5. 「ケーブルテレビジョンサービス」および「イッツコムひかり テレビジョンサービス」において第3項にて契約を更新された場合、当社は、セットトップボックス（専用チューナー）に挿入されているCASカードに対し放送を視聴可能とする情報を送信するものとします。当該情報を正常に受信することにより、引き続きサービスを利用できるものとします。

第8条（利用契約の申し込み）

申込者は、共通約款および基本サービス約款に同意のうえ、当社所定の方法により、必要事項を当社に通知するものとします。

2. 申込者である個人が未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします。ただし、「イッツコム SIM」については、申込者である個人が未成年の場合、申し込むことはできないものとします。

3. 申込者である個人が、成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人の場合は、それぞれ保佐人または補助人の同意を必要とします。

4. 申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地を当社に通知するものとします。

5. 「イッツコム SIM」については、第1項に加えて、申込者の本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）（平成17年法律第31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の申込者を特定する情報の確認を行うことを行います。）書類を当社に提出するものとします。なお、申込者と利用者が異なる場合は、あわせて当該利用者の本人確認書類を当社に提出するものとします。

6. 「かつとび光」については、第1項に加えて、特定事業者または当社以外の光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者に対する情報提供に關して、同意書類を当社に提出するものとします。

第9条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、基本サービスの申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。

3. 利用契約成立後、基本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。なお、基本サービスの利用に、機器等の設置や設備および回線等の工事が必要なサービスは、設置および工事が完了した日とします。また、基本サービスの利用にSIMカードまたは端末等が必要なサービスは、その引き渡しまたは発送が行われた日とします。ただし、「イッツコム SIM」の音声プランは、番号ポータビリティで申し込みをする場合に限り、加入者から当社に開通依頼の請求があった日とします。加入者からの請求がない場合は、当社が指定した日とします。

4. 第11条（契約内容の変更）の規定により特定のサービス品目または機器等が変更または追加されたとき、また第28条（機器の故障）の規定により機器が交換されたときは、当該サービス品目および機器等が設置された日を利用開始日と定めます。

第10条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号いずれかに該当すると判断した場合には、基本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

（1）申込者が料金等、およびその他の債務の支払いに現に怠り、または怠るおそれがある場合

（2）申込者が共通約款および基本サービス約款に違反するおそれがある場合

（3）申し込み内容に虚偽があった場合

（4）一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申し込みがあった場合

（5）基本サービスの提供が著しく困難である場合

（6）第8条（利用契約の申し込み）第5項に定める本人確認書類の提出がない場合

（7）申し込みが第4条（基本サービスの内容）第3項の組み合わせに該当しない場合

（8）申込者もしくは申込者と同一世帯や同一法人とみなせる者がこれまでに当社との利用契約において、契約上必要な支払い義務を怠ったことにより契約を解除されたことがあり、かつ当社指定の支払方法に応じられない場合

（9）その他、契約締結が不適切である、あるいは、特定事業者がその契約の申し込みを承諾しない場合

2. 前項の規定により、当社が基本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

第11条（契約内容の変更）

加入者は、基本サービス、サービス品目および機器等の変更または追加を請求することができます。この場合、加入者は希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。また、変更または追加の請求は、第4条（基本サービスの内容）第3項で定める基本サービスの組み合わせの条件を満たしている必要があります。

2. 加入者は、複数の基本サービス、サービス品目および機器等を利用している場合、毎月月末付にて一部を解約することができます。この場合、加入者は変更希望日の10日前までに当社所定の方法より当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。

3. 前二項における契約変更日については、第9条（利用契約の成立と利用開始日）を準用するものとします。

4. 第1項および第2項における変更の承諾については、前条（申し込みの承諾）を準用するものとします。

5. 加入者は、当社に届け出た住所、電話番号、料金等支払方法などの変更がある場合には、当社所定の方法により事前に届け出るものとします。

- 「イッツコム S I M」の加入者は、利用者が変更となる場合、当社にその旨を通知するものとします。
- 基本サービスは、当社が別に定めるパターンに限り、変更ができるものとします。

第 12 条（名義変更）

- 加入者は、契約名義を変更することはできないものとします。ただし、次の各号いずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合は、この限りではありません。
 - 加入者の改称
 - 承継
 - 譲渡
- 前項第 2 号または第 3 号の場合は、新加入者が旧加入者の未払金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
- 加入者は契約名義の変更を希望する場合、変更希望日の 10 日前までに当社所定の書類により当社に届け出るものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。なお、当社は、加入者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求める場合があります。
- 新加入者は、旧加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第 13 条（権利譲渡等の禁止）

- 加入者は、前条（名義変更）による場合を除き、基本サービスの提供を受ける権利を第三者に承継、譲渡、質入れ、質与等を行うことはできないものとします。

第 14 条（設置場所の変更）

- 加入者は、機器、加入者施設、および当社施設のうちの引込線施設についての設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は希望日の 10 日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
- 当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
 - 加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
 - 当該変更により、基本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
- 加入者は、本施設および機器の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。
- 当社が定めた要件を満たす加入者については、機器の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

第 3 章 基本サービス提供の停止等

第 15 条（加入者が行う基本サービス利用の一時停止）

- 加入者が基本サービス利用の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当該サービス利用の一時停止希望日の 10 日前までに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。
- 基本サービス利用の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長 12 ヶ月間とします。申し出た期間もしくは最長期間が満了した場合は、加入者は一時停止開始日時点のサービス品目もしくはそれと同等のサービスで基本サービスの利用を速やかに再開するものとします。
- 前項において基本サービスの提供が再開した場合、当社が特に認める場合を除き、再開された後 12 ヶ月以内に再度一時停止を申し出ることができないものとします。
- 当社は、基本サービス利用の一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による精算は行わないものとします。
- 当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。
- 「イッツコム S I M」において、加入者が S I Mカードの盗竊・紛失その他の事由により基本サービス提供の一時中断およびその解除を希望する場合には、当社所定の方法により行うものとします。一時中断およびその解除の手続きは、請求を受けてから一定期間後に完了します。なお、加入者は、一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします。また、当該一時中断の請求後、手続き完了までに生じた料金等は、加入者による利用であるか否かに関わらず、加入者の負担とします。
- 「かっとび光」については、本条は適用されません。

第 16 条（当社が行う基本サービス提供の停止）

- 当社は、加入者が次の各号いずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。
 - 第 22 条（加入者の支払い義務）に規定する基本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - 当社に虚偽の届け出をしたことが判明した場合
 - 第 20 条（ I D およびパスワードの管理）第 3 項の規定による場合
 - その他、加入者が共通約款および基本サービス約款に違反する等、当社が基本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 当社は前項の規定により、基本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、その理由および停止期間を当社定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 17 条（当社が行う基本サービス提供の休止）

- 当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
 - 本施設の保守上または工事上やむを得ない場合
 - 本施設に障害が生じた場合
 - 天災地変が生じた場合
 - 放送衛星、通信衛星の機能停止
 - 当社以外の特定事業者がサービスの提供を中止することにより、基本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
 - その他の事由により、基本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
- 当社は、前項の規定により基本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 4 章 利用契約の解除

第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）

- 第 7 条（利用契約の単位と有効期間）の規定にかかわらず、加入者は毎月末日付にて利用契約を解約することができるものとします。この場合、加入者は解約希望日の 10 日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。
- 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を基本サービスの利用終了日と定めます。
- 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きにかかる手続きを簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

第 19 条（当社が行う利用契約の解除）

- 第 7 条（利用契約の単位と有効期間）の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合には、当社は利用契約を解除することができるものとします。
 - 第 16 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第 1 項および第 38 条（オプションサービス

- の停止）第 1 項の規定により、基本サービスおよび特定のオプションサービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - （2）設置環境が整っておらず、当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合
 - （3）電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
 - （4）加入者が基本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合
 - （5）その他当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合
- 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上支障をおよぼすと認められるときは、基本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
 - 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 第 1 項および第 2 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を基本サービスの提供終了日と定めます。

第 5 章 I D およびパスワード

第 20 条（ I D およびパスワードの管理）

- 当社は、契約の成立に伴い、加入者に I D を付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に渡し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
- 加入者は、 I D およびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
- 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該 I D によるサービスの提供を停止するものとします。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
- 加入者が第 18 条（加入者が行う利用契約の解除）の規定により利用契約を解約する場合、利用終了以降、もしくは前条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、提供終了日以降、当該加入者は I D とパスワードを利用する権利を失うものとします。

第 6 章 料金等

第 21 条（料金等）

- 料金等は、基本サービス約款またはイッツコムサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定める通りとします。
- 加入者が特定の基本サービスをあわせて契約している場合、月額利用料は、「まとめて割引」の料金が適用されるものとします。ただし、第 15 条（加入者が行う基本サービス利用の一時停止）の規定により一時停止中の基本サービスは「まとめて割引」の対象となりません。なお、「まとめて割引」は、1 加入者につき、サービス品目の 1 台目に対してのみ適用されるものとします。また、1 サービスで同時に 2 品目以上契約している場合は、月額利用料が最も高い品目について優先的に適用されるものとします。
- 第 9 条（利用契約の成立と利用開始日）に定める利用開始日の属する月の翌月初日を課金開始日とします。加入者は、課金開始日から契約変更日または解約日の属する月の末日まで、料金表に定める月額利用料を当社に支払うものとします。なお、月額利用料は課金開始日時点の基本サービス、サービス品目および機器等の金額が適用されるものとします。ただし、第 11 条（契約内容の変更）の規定により変更された基本サービス、サービス品目および機器等の利用開始日が暦月の初日となる場合、利用開始日を課金開始日とし、変更後の基本サービス、サービス品目および機器等の月額利用料が適用されるものとします。
- 第 8 章に定める「オプションサービス」の月額利用料については、第 36 条（オプションサービスの申し込みおよび利用開始日）に定める利用開始日の属する月の初日を課金開始日とします。加入者は、課金開始日から契約変更日または解約日の属する月の末日まで、月額利用料を支払うものとします。ただし、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込み込む場合は、利用開始日の属する月の翌月初日を課金開始日とし、月額利用料を支払うものとします。
- 「ケーブルテレビジョンサービス」および「イッツコムひかり テレビジョンサービス」において複数のサービス品目を利用する場合、月額利用料の最も高いサービスを 1 台目とし、その他のサービス品目は料金表の 2 台目以降の料金を適用するものとします。
- 料金等のうち、「かっとび光」の工事費については、加入者が土曜日、日曜日および祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日ならびに 1 月 2 日、1 月 3 日および 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいいます。）に工事を請求した場合において、当社および特定事業者がその請求を承諾したときは、加入者はその工事に伴う工事費の合計額に料金表に定める割増工事費を加算した額を支払うものとします。
- 「イッツコム テレビ・ブッシュ」および「イッツコム S I M」において、当該サービスのみを利用する場合、または当該サービスとあわせて対象サービス品目または特定サービス品目以外のサービスを利用する場合、料金表の「対象サービス品目または特定サービス品目をいずれも利用していない場合の月額利用料」が適用されます。また、当該サービスとあわせて料金表に定める対象サービス品目または特定サービス品目を利用する場合、料金表の「対象サービス品目のいずれかを利用している場合の月額利用料」または「特定サービス品目を利用している場合の月額利用料」が適用されます。なお、対象サービス品目または特定サービス品目の利用有無が変更された場合、当該サービスの月額利用料は翌月より契約状況に即した料金へ自動的に変更されるものとします。
- 加入者は、基本サービス約款または料金表記載の金額（消費税等相当額を含んだ額）を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求するものとします。
- 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の 1 ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

第 22 条（加入者の支払い義務）

- 加入者は、その契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を次の起算日に当社に支払う義務を負うものとします。

項目名	起算日
月額利用料	当該契約の利用開始日
契約事務手数料	当該契約の利用開始日
再発行手数料	当該契約の利用開始日
解約料金	当該契約の解約日
機器購入費	当該契約の機器を購入、または設置が完了した日
機器損害金	当該契約の機器の破損、紛失または返還しないことが確認された日
工事費	当該施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日
端末修理費	当該機器の修理、または設置が完了した日
出動料金	i T S C O M H O M E における駆けつけサービスの出動依頼をした日
その他料金等	当社が定める日

- 第 16 条（当社が行う基本サービス提供の停止）の規定により、当社が基本サービスの提供の停止を行った場合における当該停止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
- 前項の規定にかかわらず、「イッツコム S I M」においては、加入者が S I Mカードの盗竊・紛失その他の事由により基本サービス提供の一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします。
- 第 17 条（当社が行う基本サービス提供の休止）の規定により、当社が基本サービスの提供の休止を行った場合における当該休止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、基本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、かっとび光に関しては N T T 東日本の定めが適用される場合があります。

第 23 条（料金等の利用明細等）

- 加入者は、利用明細等を専用 WEB ページで確認することができます。
2. 加入者は、明細書または請求書の発行を希望する場合は料金表に定める発行手数料を支払うものとします。

第 24 条（料金等の請求時期および支払期限等）

- 当社は、利用契約の成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等（消費税等相当額を含んだ額）を支払うものとします。
3. 加入者は、第 1 項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第 25 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

- 第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項、第 3 項、第 19 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項および第 37 条（オプションサービスの解約）第 1 項の規定により、月の途中で利用契約およびオプションサービス利用契約が解除されたときは、料金等は、第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項および第 37 条（オプションサービスの解約）第 2 項、第 3 項に定める利用終了日、および第 19 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。
2. 「イツコム S I M」の端末（スマホタイプ）または端末（ルータータイプ）を利用する加入者は、利用開始日の属する月の翌月から 24 ヶ月以内に利用契約を解約する場合、その利用期間に応じ、料金表に定める解約料金を支払うものとします。また、イツコム料金表に定める対象サービス品目を利用していない「イツコム S I M」の音声プランの加入者が利用開始日の属する月の翌月から 12 ヶ月以内に利用契約を解約する場合、料金表に定める解約料金を支払うものとします。
3. 基本サービス約款に定める最低利用期間内に解約・解除等により利用契約を終了した場合、サービス費用の額は、最低利用期間に対応する月額利用料とし、加入者は、当社が定める期限までに、最低利用期間中の残余期間に相当する額を一括して支払う義務を負うものとします。

第 26 条（遅延損害金）

- 加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、支払い期日の翌日から完済に至る日まで、遅延金額に対し年 14.6%（年 365 日の日割り計算による）の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社に支払うものとします。

第 7 章 機器および施設

第 27 条（機器）

- 加入者は、料金表に定めるレンタル料を支払うことで当社より機器の貸与を受けることができます。ただし、サービスにより提供条件がある場合、基本サービス約款の定めによるものとします。
2. 利用するサービスで機器を購入することができる場合、加入者は、料金表に定める機器購入費を支払うことで当社より機器を購入することができます。この場合、第 22 条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払いが完了されたときに、加入者に所有権が移るものとします。なお、機器の保証期間内は、各サービスの基本サービス約款に別に定めるものとします。
3. 第 1 項において、第 11 条（契約内容の変更）第 3 項に定める契約変更日、第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項に定める利用終了日および第 19 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める提供終了日に、加入者は、当社に機器を返還するものとします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
5. 加入者は、当社が提供する専用機器以外の機器を使用して基本サービスを利用することはできません。なお、譲渡された機器について当社は一切保証しないものとします。
6. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する機器を変更する場合があります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。
7. 加入者が故意または過失により機器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、加入者は、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第 28 条（機器の故障）

- 加入者は、機器に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
2. 当社より貸与を受ける機器、もしくは購入した機器の保証期間内に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。なお、当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。
3. 前項の規定に関わらず、加入者が機器を本来の用法に従って使用していないかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社から購入した機器を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。
4. 前各項において、加入者は、機器に取り込まれたデータまたは設定内容が消去されることがあることをあらかじめ了承するものとします。
5. 「かつとび光」については、かつとび光契約約款に別に定めるものとします。また、「イツコム S I M」については、本条は適用されません。

第 29 条（施設の故障）

- 加入者は、基本サービスに異常が生じた場合、機器または加入者端末設備に異常がないことを確認のうえ、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、機器または加入者端末設備に起因する異常については、この限りではありません。
2. 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責めに帰す事由であった場合、または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。
3. 「かつとび光」については、かつとび光契約約款に別に定めるものとします。

第 30 条（施設または機器の設置および費用負担）

- 当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。
2. 加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 前項において加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は、当該工事に要した費用を当社に支払うものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より 12 ヶ月間とします。
4. 集合共同引込の建物内における第 2 項の加入者施設については、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
5. 機器の設置工事は当社が行うものとし、加入者は、機器の設置工事に要する費用を負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より 12 ヶ月間とします。
6. 前 5 項において、加入者は、加入者の各種変更の希望により、当社施設および加入者施設または機器の工事を要する場合には、当該費用を負担するものとします。
7. 加入者が自身で機器の設置を行う場合、機器は、当社指定の配送会社より発送します。その場合、加入者は、料金表に定める機器発送費を当社に支払うものとします。なお、当社に故意または重大な過失が認められる場合を除き、当社は、配送が遅延したことによる一切の責任を負わないものとします。
8. 「かつとび光」については、かつとび光契約約款に別に定めるものとします。

第 31 条（施設または機器の移設および費用負担）

- 当社が、第 14 条（設置場所の変更）第 1 項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設および機器を移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。ただし、同条第 3 項の規定により、加入者が移設の作業を行ったときはこの限りではありません。

2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物および電力等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線もあわせて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。
3. 「かつとび光」については、かつとび光契約約款に別に定めるものとします。

第 32 条（施設または機器の撤去および費用負担）

- 第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項、第 3 項および第 19 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により利用契約が終了した場合、当社施設および機器を撤去します。この場合、加入者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。
2. 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線もあわせて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。
3. 「かつとび光」については、かつとび光契約約款に別に定めるものとします。

第 33 条（責任事項）

- 当社は、本施設および当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、加入者は、当社施設および当社の通信設備の維持管理の必要上、第 17 条（当社が行う基本サービス提供の休止）第 1 項の規定により、当社のサービス提供が休止することがあることを了承するものとします。

第 34 条（設置場所の無償使用）

- 当社は、本施設および機器を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物、家財、業務用の設備、什器および電力等設置するために必要な場所や物を無償で使用できるものとします。
2. 加入者は、利用契約の締結において、地主、家主およびその他の人と利害関係が一致する場合には、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。
3. 「かつとび光」における特定事業者による本施設および機器の設置ならびに特定事業者が定める「IP 通信網サービス契約約款」に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気についても、前各項の規定に準ずるものとします。
4. 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、「かつとび光」に限り、加入者は、加入者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、特定事業者の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望する場合、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

第 35 条（便宜の供与）

- 加入者は、当社は特定事業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第 8 章 オプションサービス

第 36 条（オプションサービスの申し込みおよび利用開始日）

- 加入者は、利用するサービスでオプションサービスがある場合、オプションサービスを申し込むことができます。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の 10 日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第 8 条（利用契約の申し込み）第 1 項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、この限りではありません。
2. 加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目の申し込みはできません。また、加入者の利用するサービス品目により、特定のオプションサービス種目を申し込みできない場合があります。なお、申し込みの条件については、基本サービス約款に定める通りとします。
3. 当社は、第 10 条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第 1 項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
4. 第 1 項において、当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した場合、および、第 8 条（利用契約の申し込み）第 1 項の規定により、加入者がサービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、第 9 条（利用契約の成立と利用開始日）第 3 項に規定する基本サービスの利用開始日を当該オプションサービスの利用開始日と定めます。ただし、「ITS COM HOME」のオプションサービスである「駆けつけサービス」の場合は、申し込み後、東急セキュリティ株式会社が定める「駆けつけサービス契約約款」（以下「駆けつけ約款」といいます。）第 7 条（本契約の成立と利用開始日）により、東急セキュリティが発行する当該申し込みを承諾した旨の書面に記載された利用開始日を駆けつけサービスの利用開始日とします。

第 37 条（オプションサービスの解約）

- オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の 10 日前までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。ただし、「ケーブルテレビジョンサービス」および「イツコムひかり テレビジョンサービス」のオプションサービスである「番組案内誌」については、解約希望日が属する月の 14 日までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。
2. 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該オプションサービス解約日として取り扱います。また、当該オプションサービス解約日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
3. 第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項および第 19 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により基本サービスが終了した場合、前項の規定にかかわらず、基本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものとして取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

第 38 条（オプションサービスの停止）

- 当社は、加入者が第 15 条（加入者が行う基本サービス利用の一時停止）第 1 項、第 2 項および第 16 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第 1 項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止または解除することがあります。なお、加入者の希望によるオプションサービスのみの停止を行うことはできません。
2. 当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 39 条（オプションサービスの休止）

- 当社は、第 17 条（当社が行う基本サービス提供の休止）第 1 項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 40 条（オプションサービスの廃止）

- 当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、オプションサービスを廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更、もしくは利用契約を解除するものとし、この日をオプションサービスの提供終了日と定めます。
2. 当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第 41 条（オプションサービスにおける約款の適用）

- オプションサービスに関しては、本章の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては前章までの条項および基本サービス約款に準じて取り扱うものとします。

2. 「i T S C O M HOME」における「駆けつけサービス」に関しては、駆けつけ約款を優先的に適用することとし、駆けつけ約款に特に記載のない事項に関しては前項に準ずるものとします。

第9章 雑則

第42条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第43条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第16条（当社が行う基本サービス提供の停止）、第17条（当社が行う基本サービス提供の休止）、第45条（基本サービスの廃止）の規定により、基本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。

2. 第12条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。

3. 加入者が、基本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。

4. 1 Dおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

5. 加入者が、第20条（1 Dおよびパスワードの管理）第2項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

6. 第18条（加入者が行う利用契約の解約）および第19条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。

7. 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

第44条（反社会的勢力の排除）

加入者および当社は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。違反した場合は利用契約を解除することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 加入者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （4）相手方の業務を妨害する行為、または妨害するおそれのある行為
- （5）風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為
- （6）その他前各号に準ずる行為

3. 加入者または当社が、第1項の規定に基づく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に利用契約を解除することができるものとします。

第45条（基本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により基本サービスを廃止することができるものとします。この場合、基本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を基本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、都合によりサービスの一部を任意の月の末日付で廃止場合があります。この場合、加入者は第11条（契約内容の変更）第1項の規定に基づき、別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更、もしくは利用契約を解除するものとします。

3. 当社は、前二項の場合には、加入者に対し基本サービスおよび特定のサービス品目を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。

第46条（関連法令の遵守）

当社は、共通約款および基本サービス約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第47条（国内法への準拠）

共通約款および基本サービス約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じ一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第48条（定めなき事項）

共通約款および基本サービス約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

付則

- （1）当社は特に必要があるときには、共通約款に特約を付することができるものとします。
- （2）加入者施設の技術仕様、または建物基本契約の定めによって、特定のサービスの申し込みができない場合があります。
- （3）（第8条（利用契約の申し込み）第6項に関する経過措置）第8条（利用契約の申し込み）第6項は申し込みを行う日が2019年7月1日以降の加入者に対して適用されます。
- （4）第21条（料金等）の定めにかかわらず、基本サービスの加入促進を目的として、料金等の一部を減額する場合があります。
- （5）（第32条（施設または機器の撤去および費用負担）に関する経過措置）引込線の撤去費用は、利用開始日が2003年1月1日以降の加入者に対して適用されます。
- （6）共通約款は、2025年7月29日より施行します。

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社よ

り、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

第1章 総則

第1条（約款の適用）
イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）、は、当社の定めるイツコムサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）および iTSCOM HOME 防犯カメラパック契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、iTSCOM HOME 防犯カメラパック（以下「基本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）
当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。
2. 基本サービス約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）
基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
対象物件	加入者の指定した機器を設置する場所
当社の通信設備	基本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
機器	基本サービスの利用にあたって使用する端末および付属品の総称
加入者端末	加入者が所有または管理するスマートフォン、タブレット等
サーバ	基本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用する上で通信機器に必要なシステム
本アプリ	基本サービスを利用する上で必要となるアプリケーション「Taprica（タプリカ）」
映像データ等	屋外カメラから撮影した画像、映像データ等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）
基本サービスは、対象物件に設置した機器を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して加入者端末から遠隔で当社が提供する屋外用ネットワークカメラ（以下、「屋外カメラ」という。）の操作等を行うホームモニタリングサービスです。
2. 基本サービスは、当社指定の機器のみで利用できるものとします。
3. 対象物件の通信環境や利用環境により、当社のインターネット回線と接続が可能な台数は異なります。
4. 加入者は、基本サービスの利用の際に、「Taprica 利用規約」（以下「本アプリ規約」）に同意する必要があります。また、その他、第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款（以下「その他約款等」といいます。）がある場合は、加入者は、当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。
5. 基本サービス利用上の仕様は変更となることがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知をします。

第5条（利用契約の単位）
利用契約の締結は、世帯毎に行うものとします。

第6条（利用の条件）
加入者は、自己の責任と負担において、基本サービスを利用するために必要な当社が定める所定の条件を満たす環境（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。なお、インターネット回線については、「イツコムひかり インターネットサービス契約約款」に定める「イツコムひかり 30メガコース」以上のコースの契約が必要となります。
2. 前項に定めるインターネット回線については、常時接続されていることを前提とします。インターネット回線の障害または停電、もしくはモバイル端末の利用により、通信が切断されることでサービスが正常に利用できない場合があります。
3. 第1項で定める設置環境が整っておらず、当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合、当社は、共通約款第7条（利用契約の単位と有効期間）第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

第7条（本アプリの提供と管理）
加入者は、映像データ等の閲覧その他、基本サービスの利用にあたり、本アプリ規約に同意のうえ、本アプリをダウンロード、インストールする必要がある、この媒体として、加入者端末を要するものとします。なお、当該加入者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
2. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
3. 加入者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第2章 サービスについて

第8条（料金等）
基本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき料金等は、イツコムサービス料金表に定めるものとします。

第9条（機器）
当社は、基本サービスの提供にあたって、加入者に機器を貸与するものとします。機器については基本サービス約款に定めるほか、共通約款の定めが適用されるものとします。

第3章 総則

第10条（機密保持）
加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なく第三者に開示、提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第11条（禁止事項）
加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
（1）機器および施設の改変行為
①当社から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する行為、またはそのおそれのある行為
②機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
③不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
（2）当社の承諾のないサービスの利用行為
①基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為

②ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
③基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為
（3）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用
①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
（4）違法・有害情報に関する行為
①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動物種の個体等の広告を行う行為
⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為
⑪第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
⑱人の殺害現場の画像等の残存な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載せさせることを助長する行為
㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
（5）その他
①その他、基本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第12条（情報の削除等）
当社は、加入者による基本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
（1）前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
（2）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
（3）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
（4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第13条（著作権等）
加入者が取得した映像データ等を除き、基本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、基本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等することはできないものとします。
2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第14条（映像データ等の管理）
基本サービスにより加入者が取得した映像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。
2. 当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。
3. 基本サービスにより録画された映像（屋外カメラ本体内部SDカードの録画映像、および当社指定のクラウドサーバ内の映像を含む）の所有権は加入者に帰属するものとし、加入者は、基本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとします。
4. また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、加入者は加入者の判断でこれに協力するものとします。
5. 加入者は、当社が以下の場合に限り基本サービスによる映像や録画された映像データを閲覧することができることを予め承諾するものとします。
（1）加入者からの問い合わせによりサポートセンターにて使用方法等の説明をする場合
（2）共通約款第29条（施設の故障）に定める修復作業後の動作確認等や基本サービスのメンテナンス上必要な場合
（3）その他緊急を要する事態が発生した場合
6. 基本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるのではなく、データ容量等に応じて、順次上書きされていくものであることを加入者は予め承諾するものとします。
7. 加入者は、当社による調査および修復作業の対応で、屋外カメラ本体内部SDカードの交換やフォーマットに起因し、録画された映像が消失する場合があることを予め承諾するものとします。
8. 当社は、共通約款第32条（施設または機器の撤去および費用負担）第1項による当社の施設の撤去に際し、屋外カメラ本体とともに、屋外カメラ本体内部SDカードも併せて撤去することを加入者は予め承諾するものとします。

第15条（加入者の義務）
加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
（1）加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、經由する全てのネットワークの規則に従うこと
（2）加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
（3）加入者は、本アプリおよび基本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること
2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第 16 条（加入者に関する情報の利用）

- 当社は、基本サービスの利用のために当社が提供する機器の設置により自動的に収集する情報、加入者による本アプリおよび基本サービスを利用するに際して当社が加入者から収集した個人情報、ログ情報等（以下「データ等」といいます。）を以下の目的のために使用することができるものとし、加入者は同意するものとします。
- （１）基本サービスの提供
 - （２）基本サービスのカスタマーサポート、アフターサービス、メンテナンス
 - （３）基本サービスの利便性の向上
 - （４）当社の満足度の調査
 - （５）IoT データ利活用
2. 当社は、データ等を、前項の目的のために個人を特定できない形態において第三者に提供することがあります。
3. 当社は、業務の一部を第三者に業務委託する場合、第 1 項に規定するデータ等を委託する業務を遂行するために必要な範囲で同第三者に提供し、加入者はこれに同意するものとします。
4. 本条に定めるほか、本アプリの利用に際して取得したデータ等の取り扱いについては当社の定める本アプリ規約および「アプリケーション・プライバシーポリシー」に従い取り扱うものとします。

第 17 条（損害賠償の免責および特約事項）

- 加入者が、第 15 条（加入者の義務）に規定する行為を怠ったことに起因し、基本サービスに停止等が発生したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 加入者が、第 10 条（機密保持）第 1 項、第 11 条（禁止事項）、第 13 条（著作権等）および第 15 条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
3. 当社は、基本サービスの提供の状態を確認するために、共通約款第 42 条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
4. 利用契約が終了した場合、加入者は基本サービスの一切が利用できないものとし、当社は、利用期間中に送信されたデータおよび設置機器から送信されるデータの保持・保管を保証しません。
5. 当社は、当社のサーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または加入者による当該データ削除に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
7. 加入者は、天災地変、またはその他の非常事態の際に共通約款第 28 条（機器の故障）に規定する当社が定める必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
8. 当社は、基本サービスを通じて提供されるサービスの正確性、完全性、確実性、有用性等、また加入者による基本サービスの効果、さらに、第三者の知的財産権の非侵害等については一切保証せず、責任を負わないものとします。
9. 加入者は、加入者自身の責任において基本サービスを利用するものとし、加入者は、基本サービスの機能の利用に起因又は関連して、加入者のコンピューター等の通信機器およびデータその他基本サービスに接続された電子機器等に発生した損害について、自ら責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
10. 当社は、加入者が基本サービスの機能を利用して当社以外から購入した商品・サービスや取引に関して、いかなる保証もしないものとします。
11. 設置環境については、加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、設置環境により、基本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
12. 加入者は、加入者端末の性能、通信環境等により本サービス等のレスポンスが変化する場合があることを予め承諾するものとします。
13. 当社は、基本サービスに係る工事完了の確認、加入者からの問い合わせによるサポート対応、共通約款第 29 条（施設の故障）に定める修復作業後の動作確認等や基本サービスのメンテナンス、障害時の対処その他緊急事態の場合に、映像データ等の閲覧等を行うことができるものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て加入者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
14. 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負わないものとします。
15. 基本サービスの利用に関連して生じた侵入、盗難その他の事件・事故の発生および生命、身体、財産に生じた損害に起因し加入者が損害を被った場合ならびに当社が規定する範囲を超えて機器およびその他周辺機器を使用したことに起因し加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
16. 対象物件の経年劣化等により発生した支障に関しては、当社は一切責任を負わないものとします。
17. 当社が設置する機器の故障等、当社の都合により、本サービスが停止した場合、当社は責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または過失がある場合はこの限りではありません。
18. 本サービスは、一切間断なく継続的に提供できるものではありません。当社のシステムメンテナンス時、障害時または停電時等により、一部または全てのサービスが利用できなくなる可能性があります。
19. 録画データの管理や本サービスに起因する第三者とのトラブルについて当社は一切責任を負いません。

付則

- （１）当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- （２）基本サービス約款は、2025 年 7 月 29 日より施行します。

料金表（別に定めるイッツコムサービス料金表より抜粋）
<注釈>
※本表に記載する金額は全て税込みです。

5. イッツコムスマート
5. 3. i T S C O M H O M E 防犯カメラパック

（1）月額利用料		
サービス品目		料金
i T S C O M H O M E 防犯カメラパック	1 台目	2,530 円/台
	2 台目以降	990 円/台
（2）機器損害金（課税対象外）		
専用機器		料金
防犯カメラ		10,000 円/台

9. 工事費
9. 2. かっぱび光以外のサービスの工事費

設置費・移設費・撤去費	別途見積り
修理料金	別途見積り